

地方組織（東ブロック）運用規則

（根拠）

第1条 日本卓球バレー連盟（以下日本連盟と称する）規約第12条に基づき日本卓球バレー連盟東ブロック（以下東ブロックと称する）の運用について定める。

（目的）

第2条 東ブロックは、別表1の範囲で日本連盟に所属する正会員および準会員で組織し、日本連盟と連携して地域の状況に合わせた活動を展開することを目的とする。

（事業）

第3条 東ブロックは、第2条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 東ブロック内で開催される東ブロック公認大会の認定に関する事
- (2) 卓球バレーの公認審判員認定審査会に関する事
- (3) 卓球バレーの各種講習会・研修会に関する事
- (4) 登録（加盟）団体の発展と相互の連絡融和を図る事
- (5) その他、東ブロックの目的達成のために必要な事業

（役員）

第4条 東ブロックに次の役員を置く

- (1) ブロック長 1名
- (2) 地区代表幹事 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名

2. 役員は無報酬とする。

（ブロック長）

第5条 ブロック長は、東ブロックを代表し、東ブロックの正会員に所属する個人を幹事会で選出する。

2. ブロック長は、原則として日本連盟の副会長を兼ねるものとする。
3. ブロック長の任期は、日本連盟役員に準ずるものとする。
4. ブロック長が事故等により職務遂行が困難な場合は、その職務は事務局長が代行する。

（地区代表幹事）

第6条 地区代表幹事は別表1で示された地区の執行に係る事項を統括し、東ブロックの正会員に所属する個人を幹事会で選出する。

2. 地区代表幹事は日本連盟の理事に就任する。

(幹事)

第7条 幹事は幹事会を構成し、執行に関わる事項を審議し、これを執行する。

2. 幹事は第10条2項(1)号から(6)号に該当する個人が就任する。

(事務局)

第8条 東ブロックの事務局は、ブロック長の指定する場所に置く。

(顧問)

第9条 東ブロックに顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は学識経験者の中から幹事会において任期を定めたいうえで選任する。

3. 顧問はブロック長の諮問に応え、幹事会において意見を述べるができる。

(会議)

第10条 東ブロックに次の会議を設置する。

(1) 幹事会

2. 幹事会の構成員は次に掲げる各号の個人で構成する。

(1) ブロック長

(2) 地区代表幹事

(3) 事務局長

(4) 正会員及び準会員の会長（代表理事）

(5) 正会員の事務局

(6) 日本連盟常設委員会の委員

3. 幹事会の議長はブロック長が就く

(決議)

第11条 幹事会の決議は出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合、議長が決するところとする。

2. 決議において特別の利害関係を有する者は、議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第12条

東ブロックの議事録については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、ブロック長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し幹事会の日から3年間事務局が備え置く。

(事業年度)

第13条 東ブロックの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第14条 東ブロックの事業計画書及び収支予算書はブロック長が作成し、幹事会の決議を

経て、日本連盟に報告する。

(事業報告及び収支決算)

第 15 条 東ブロックの事業報告書及び収支決算報告書はブロック長が作成し、幹事会の決議を経て、日本連盟に報告する。

(余剰金の不分配)

第 16 条 東ブロックは、余剰金の分配を行わない。

(規則の改廃)

第 17 条 この規則は幹事会で改廃できる。

(東ブロック細則)

第 18 条 東ブロックに関する事項については、この規則に定めるもののほか、幹事会の決議において定める東ブロック細則による。

(附則)

第 19]条 この規則は、平成 30 (2018) 年 4 月 7 日より施行する
令和元 (2019) 年 5 月 18 日一部改正
令和 4 (2022) 年 6 月 18 日一部改正

(別表 1) 東ブロックの範囲

ブロック	地区	都道府県
東	北海道・東北	北海道 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県